甦れ埋れた文化財

『翁　鉾』

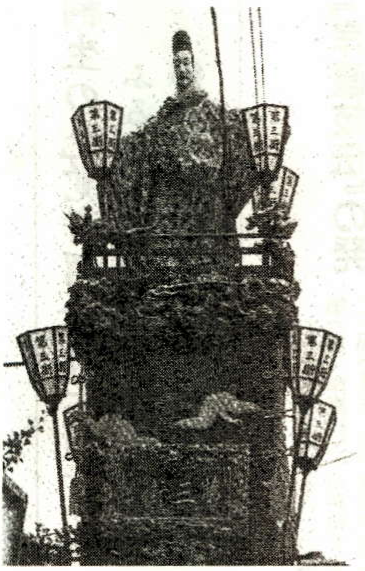

文久二年六月（一八六二）一三五年前に製作され、現在まで本町三丁目によって、古老士をかたちで保存されている。優美、華麗を彫刻は、名工とうたわれた石原常八（花輪生まれ）の手に成ったものである。

桐生まつりの母体は、祭礼の名称こそ変化しているが、八坂祭典・桐生祇園であり、起源は二百年以上さかのぼり、桐生新町の形成と深いかかわりを持っている。最もにぎやかだったのは、江戸末期から明治中頃にかけて、横町を含めた新町一丁目から六丁目が、豪壮を屋台や華麗豪華さ鉾を仕立させ、壮大なまつりが展開された。圧巻は、各町が提灯や裸ローソクで屋台や鉾を飾り立て、屋台ばやしの鳴り物入りで街中を引き廻す行事は、まさに祭りのクライマックスで「動く不夜城」と形容された。

そのため、秩父・世良田とならんで関東の三大夜祭と称された。明治二十五年頃、電灯線が張られるようになって、鉾や屋台の引き違いは中止されたが、電線の地中埋設等によって、本年五年ぶり二度目の引き違いも実施された。

特筆すべきは、各町各位様の祭祀の継承意識やご尽力によって、三丁目の翁鉾、四丁目の年鉾とともに、各町屋台が完全に保存されている。

18年度総会にて改正

野間清治顕彰会会則

第１条（名称）　本会は、野間清治顕彰会と称し、事務所を桐生市立図書館内に置く。

第２条（目的）　本会は、日本の出版王として知られる、講談社の創業者である野間清治の偉業を尊び、桐生出身の先輩を誇りとする市民の共感と賛意を得ながら顕彰を通じて、桐生の文化活動を推進する。

第３条（事業）　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

１　野間清治記念館の建設　　２　野間清治の業績を啓蒙

３　野間文庫読書推進賞を設置し、広く読書運動を推進

４　野間清治顕彰会だより、先覚者等紹介冊子を発行

５　文化講演会等を随時開催　　６　桐生に関わる文化人の顕彰

７　その他必要事項

第４条（会員）　本会の会員は正会員、賛助会員を以って構成する。

１　正 会 員　本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める者

２　賛助会員　本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を支援助成する個人、もしくは法人・団体

第５条（会費）

本会の会費は、正 会 員　一口　1,000円　賛助会員　一口 10,000円

第６条（役員）　本会に、次の役員を置く。

会 長　1名　副会長　若干名　書 記　2名　会 計2名

部 長　若干名

事務局　事務局　1名　事務局長次長　1名　事務局員　若干名

理 事　若干名　監 事　若干名

第７条（各部会）　本会に、次の部を置（野間清治記念館建設部・読書進部　広報部）

第８条（役員の選任）　本会の役員の選任は次のとおりとし、任期は２年とする。但し補欠補任による役員の任期は前任者の残任期間とする。

１　理事及び監事は総会において選任する。

２　会長、副会長、会計、書記、事務局長、部長は理事会の互選とする。

３　監事は会計監査にあたる。

第９条（名誉会長・顧問及び相談役）　本会に名誉会長・顧問及び相談役を置くことができる。

本会に名誉会長・顧問及び相談役を置く場合は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条（会議）　本会の会議は、総会及び理事会、役員会とする。

１　総会は毎年１回開催する。会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

２　理事会は理事及び監事を以って構成し、会長が議長となる。

３　役員会は必要に応じ随時開催する。

第11条（各種委員会）　会長は本会の円滑なる運営を図るため、必要に応じ各種委員会を設置することができる。

第12条（議事の運営）　本会の会議は会長が招集し、総会、理事会及び役員会とする。

総会及び理事会の議決は出席者の過半数とする。

第13条（会計年度）　本会の会計年度は４月１日に始まり３月３１日に終わる。

附則　１　この会則に定めるものの他、本会の事業の運営上、必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

２　本会則は平成９年１１月５日より施行する。

３　本会則は平成１０年６月２５日より施行する。　一部改正

４　本会則は平成１１年７月９日より施行する。　一部改正

５　本会則は平成１２年７月３０日より施行する。　一部改正

６　本会則は平成１８年５月２８日より施行する　一部改正